

「JAフリーローン（住宅ローン利用者専用）」商品概要説明書

（令和2年4月1日現在）

| | |
|--------------------|--|
| 商品名 | JAフリーローン（住宅ローン利用者専用）「住宅応援プラス」 |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ●当JAの地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。 ●当組合または他の金融機関で住宅ローンを利用の方で、直近1年以内に延滞がなく、正常に返済されている方。 ●ご契約時の年齢が満20歳以上、完済時の年齢が75歳以下の方。 ●当JAが指定する保証機関（㈱オリエントコーポレーション）の保証が受けられる方。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。 ●他行の住宅ローン利用者は地区内に住所を有する方に限ります。 |
| 資金用途 | ●自由 ※ただし事業性資金は除きます |
| 借入金額 | ●500万円以内（10万円単位） |
| 契約期間 | ●6カ月以上10年以内（1カ月単位） |
| 借入利率 | <ul style="list-style-type: none"> ●固定金利型 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 ●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。 |
| 返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ●元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法） ・毎月返済方式および特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。 |
| 担保 | ●不要です。 |
| 保証人 | ●当JAが指定する保証機関（㈱オリエントコーポレーション）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。 |
| 保証料 | ●保証料（金利に含みます） |
| 手数料 | ●不要です。 |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：089-943-8731）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●その他ご不明の点がございましたら、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。 |